

令和3年12月3日 開 会

令和3年12月14日 閉 会

令和3年12月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和3年第8回(12月)川南町議会定例会会期表〔12日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	12月3日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	12月4日	土	休会
第3日	12月5日	日	休会
第4日	12月6日	月	議案熟読
第5日	12月7日	火	本会議(一般質問:6人)
第6日	12月8日	水	本会議(一般質問:3人・議案質疑・委員会付託)
第7日	12月9日	木	議案第63号審査、常任委員会
第8日	12月10日	金	本会議(議案第63号委員長報告・討論・採決)、常任委員会 本会議(議案第70号上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託)
第9日	12月11日	土	休会
第10日	12月12日	日	休会
第11日	12月13日	月	常任委員会
第12日	12月14日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

## 第1号（ 12月3日 ）

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について .....	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑（報告第13号） .....	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決（報告第14号） .....	6
議案上程・提案理由説明（議案第63号～第67号） .....	8
議案上程・提案理由説明（議案第68号・第69号） .....	11
議案上程・提案理由説明（同意第3号） .....	13
議案上程・提案理由説明（請願第1号） .....	13
散 会 .....	14

## 第2号（ 12月7日 ）

本日の会議に付した事件 .....	15
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	16
開 議 .....	17
一般質問 .....	17
1米田 正直 .....	17
2蓑原 敏朗 .....	30
3児玉 助壽 .....	41
4川上 昇 .....	47
5徳弘 美津子 .....	60
6中津 克司 .....	73
散 会 .....	87

### 第3号 ( 12月8日 )

本日の会議に付した事件	88
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	89
開 議	90
一般質問	90
1河野 浩一	90
2河野 禎明	97
3内藤 逸子	103
議案質疑・委員会付託(議案第63号)	114
議案質疑・委員会付託(議案第64号)	119
議案質疑・委員会付託(議案第65号)	121
議案質疑・委員会付託(議案第66号～第67号)	122
議案質疑・委員会付託(議案第68号)	123
議案質疑・委員会付託(議案第69号)	131
散 会	131

### 第4号 ( 12月10日 )

本日の会議に付した事件	132
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	133
開 議	134
委員長報告・討論・採決(議案第63号)	134
議案上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託(議案第70号)	140
散 会	153

## 第5号（ 12月14日 ）

本日の会議に付した事件	154
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	155
開 議	156
委員長報告・討論・採決(議案第64号～第67号)	156
委員長報告・討論・採決(議案第68号～第69号)	160
委員長報告・討論・採決(議案第70号)	165
投票・採決(同意第3号)	177
委員長報告・討論・採決(請願第1号)	179
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第4号)	183
議員派遣の件について	184
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	184
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	185
閉 会	185

川南町告示第167号

令和3年第8回(12月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月30日

川南町長 日 高 昭 彦

1 期日 令和3年12月3日

2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘 美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

# 令和3年第8回(12月)川南町議会定例会会議録

令和3年12月3日 (金曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

令和3年12月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(徳弘 美津子・児玉 助壽)
- 日程第4 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第14号 専決処分の承認を求めるについて
- 日程第6 議案第63号 川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて
- 日程第7 議案第64号 川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて
- 日程第8 議案第65号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第66号 川南町企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第10 議案第67号 川南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第68号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第12 議案第69号 令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 同意第3号 教育長の任命について
- 日程第14 請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願書について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

---

午前9時00分開会

○議長(中村 昭人君) おはようございます。

ただ今から令和3年第8回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から14日までの12日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から14日までの12日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、徳弘美津子君及び児玉助壽君を指名します。

日程第4、報告第13号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長(日高 昭彦君) では、改めておはようございます。

報告第13号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和3年9月20日に町道十文字・西ノ別府線の起点部である町道鬼ヶ久保・十文字線より南に約200m付近において、路肩の舗装が剥げ陥没しているところを通過した車両のタイヤが落ち込み、左側前後輪のタイヤを破損させたものであります。

損害賠償金は、5,995円で、本町が加入しています損害賠償保険から支払われています。

以上で報告を終わります。

○議長(中村 昭人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員(児玉 助壽君)** 町道の路肩が陥没しとって、まあ事故したちいう風ななんでありませんが、先月の議会でも一般質問したところでもあります、今年の夏はいろいろその長雨で草刈りが遅れたのなんのちいうような説明でありましたが、いつもその前にも担当課に言いよったわけですが、草を刈らんとは、危険箇所やら損傷を隠蔽するために草を伸ばしとつとちいうようなこつを言いよったっちゃけんどん、まあたまたまこん車の損傷だけの賠償金だけで済んだからええようなもんだから、もしこれが人身事故等になった場合ですね、担当課長だ経験が無いかわからんでしょうが、私あの、集団就職で鉄工所に行とって鉄を曲げんで、指を曲げち、まああの労災で補償金はもらったわけですけど、ほんでんこの障害を負った場合はですね、この障害のハンデちいうもんは、一生付きまとってですね、このハンデに対しての償いは、できんち思とつとですよ。自分の経験上ね。やっぱその道路の点検整備を常に行って、事故が起きないようにしてもらいたいと思っておるわけですが、その第一番目はその路肩の草刈り、そういう点も大事じゃねえかなち思うわけですよ。路肩の場合はもう草が伸びるのは、繁茂したら危険箇所が隠れちわからんなるかいですね、なるだけ早めに草を刈って、危険箇所の整備ができるようにしてもらいたいと思っておりますが、どう考えておられますか。

**○建設課長(大山 幸男君)** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。先月も一般質問でいただきましたけれども、道路の管理不足ということでですね、草が大変伸びて、町民の方にも大変ご迷惑をおかけしていたところでございます。職員でできる限りパトロールをしているわけですが、今後もより一層強化いたしまして、パトロール等していきたいと思っております。以上です。

**○議員(川上 昇君)** 報告第13号について、お尋ねします。9行ほどの報告で把握できない部分がありますので、お聞きしたいのですが、事故と申しますか、事故って言うことと言わせてもらおうと、発生時間ですね、昼間の明るいとき、道路がはっきり見える時間だったのか、それとも暗くなった時間なのか、この発生時間が分かりません。教えてください。それから、けがのことも書いてありませんけれども、けがの有無ですね、タイヤを損傷するようなその陥没したという風に書いてあるのですが、どれぐらいの大きさだったのか、穴が、穴でしょうけどね、それについて伺います。

**○建設課長(大山 幸男君)** 川上議員の御質疑にお答えいたします。9月20日祝日なんですけれども、午前9時半頃ですね、ここを通ってパンクしたということで、穴の大きさなんですけれども、80cm×30cm、深さが10cm程度の穴ぼこでありました。前後輪がパンクしたわけなんですけれども、この修理費用が11,990円かかっておりまして、過失割合が5:5ということで半分ですね、5,995円を保険の方からお支払いしたということでございます。以上で

す。

**○議員(川上 昇君)** けがはなかったんですね。なかったということだと思います。私が町内で何か所か道路の陥没を発見して、すぐ役場に連絡したら、今まで対応が素早かったもんですからね、どれぐらいの穴だったのかなど、役場の職員さんも見回りしているわけですからね。聞くところによりますと、80×30cm、深さ10cmということになると随分大きいです。日頃からももちろん点検されてるんですが、十分な点検を一つよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5、報告第14号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長(日高 昭彦君)** 報告第14号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算(第8号)につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算(第8号)は、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つである子育て世帯への臨時特別給付金で、18歳以下の子育て世帯への給付金のうち5万円分を年内に支給するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,921,605千円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金127,389千円は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費の補助金であります。繰入金の1千円は、財政調整基金繰入金であります。

次に歳出につきまして、御説明いたします。民生費127,390千円は、子育て世帯への臨時特別給付金が主なもので、それに伴うシステム導入委託料や人件費であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

**○議長(中村 昭人君)** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員(内藤 逸子君)** これは、何世帯でしょうか。

**○福祉課長(三角 博志君)** ただいまの御質問にお答えいたします。世帯としましては、1,300世帯ほどを考えております。以上でございます。

**○議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

**○議員(福岡 仲次君)** 直接はあれなんですけど、5万円の支給ということで、あとの5万円というのが、あとでクーポンか何かで出るということになっているようなんですけども、自治体によっては、これは申請すればあとの5万円もやるというような今、話になろうとしていますが、この辺はどう対処するつもりかお願いします。

**○福祉課長(三角 博志君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。5万円につきましては、今回計上しております分につきましては、できるだけ年内に特に中学生以下につきましては、年内に支給するということ、通知が来ております。それに間に合わせるためには、今回の補正予算ということにしております。あとの5万円につきましては、クーポンで出すようになっておりましたが、最近になりまして、自治体によって現金給付もいいですよというようなことになりつつありまして、まだあの正式にですね、決定したような内容というのがまだ来ておりませんので、その通知がきてからの検討になる予定でございます。以上でございます。

**○議員(福岡 仲次君)** 今の意見で大体分かるんですけども、川南町としては、やっぱりこのクーポン券にしたら金がかかるということで、見直しておると言うんですけども、やるとしたらどうするか、いろんな形で検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

**○議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

**○議員(徳弘 美津子君)** これ今テレビなどでも流れていますが、確認の意味で、これは今回は現金5万円で、人数が人数と、これ割ればいいんでしょうけども、いつ現在が18歳なのかと、例えば3月31日現在の18歳なのかという部分と、そこをまずお聞きします。

**○福祉課長(三角 博志君)** まず、対象の人数につきましてはですが、中学生まで、1,751人、高校生が443人、公務員などは市町村とは別に出ておりますが、児童手当が出ておりますけれども、その方たちの把握は推測で175名。公務員関係です。それから、新生児及び新生児もですね、令和4年の3月31日までに産まれた場合は、対象になります。ですから、今後、産まれるであろう子どもたち、それから転入転出の関係とか、そうしたもので、支給する分、そうしたものも含めまして、新生児と予備の方々を131名、で合計2,500名ということで、今回予算を上げています。対象となりますのは、児童手当のですね、9月分の児童手当を支給されている方々、基準日が9月30日ということになっております。以上でございます。

**○議員(徳弘 美津子君)** 児童手当というのは、中学生まででしたかね。と、高校生は、だから、極端に言えば、18歳までなのか、高校生なのかのところですね、だから、18歳で今大学生の人もいるとしたら出るのかな、だから、今現在でまだ来年の1、2、3月の子どもたちはまだ18歳なので、その子どもたちも出るっていう考えでいいのかなという部分と、なかなかその住民票に基づいて、今居住しているところの自治体はその対象とする、で払うわけでしょ

うが、そこの線引きの中で、例えばいつ引っ越したときに対象にならないとかいう部分の把握もなかなか大変だろう、連携もあるだろうと思いますが、そこ辺りはどういう風に考えてらっしゃるのかなと思います。

**○福祉課長(三角 博志君)** 対象者につきましては、生年月日で明確にされております。平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生している方が対象ということになります。高校生につきましては、児童手当等では、把握されておられませんので、こちらの方で把握した中学生以下の児童手当が出ている家族の世帯につきましては、その同じ世帯にいる高校生の分は同時に支給することができます。それ以外、こちらが把握していない方々につきましては、申請をいただいての支給ということになる予定です。それから転入転出につきましては、一応その最初にだぶって申請されるようなケースも出てくるのではないかとということもございますが、国の方からの指示では、最初に申請を受け付けたところが支給することになっております。以上でございます。

**○議員(徳弘 美津子君)** なかなか難しいなと思いながら、先ほど言われたようにその対象以外の人は申請するという部分では、きちんと皆様に分かるように自分が申請しなきゃいけないのか、しなくていいのかというのが、もしかして分かりにくくなると、窓口も混雑すると思いますので、そこ辺りの広報はちゃんとやっていただきたいなと思います。なんとなく分かったようなので、ありがとうございます。

**○議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。

報告第14号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第14号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、報告第14号専決処分の承認を求めるについては原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて、日程第7、議案第64号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて、

日程第8、議案第65号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第9、議案第66号川南町企業立地促進条例の一部改正について、日程第10、議案第67号川南町国民健康保険条例の一部改正について、以上、5議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本5議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長(日高 昭彦君)** それでは、議案第63号から議案第67号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第63号は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、川南町立中学校統合整備基本計画の策定等について、議会の議決すべきものとして定めるものです。

次に議案第64号は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、令和4年10月1日から供用開始予定の川南町総合福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。また、附則におきまして、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正し、各施設の使用料を定めるものです。

次に議案第65号は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、川南町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。また、令和3年6月議会で議決いただきました川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正漏れがありましたので併せて改正するものです。改正の主な内容は、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額となります。改正漏れにつきましては、国民健康保険税の軽減額の改正漏れです。改正漏れにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

次に議案第66号は、川南町企業立地促進条例の一部を改正するもので、宿泊施設を含む観光施設を奨励措置の対象に追加し、新たな企業が進出しやすい環境を整えるものです。

次に議案第67号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され令和4年1月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を変更するものです。

以上5議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長(中村 昭人君)** 補足説明があればこれを許します。

**○福祉課長(三角 博志君)** 議案第64号につきまして、その補足説明を申し上げます。

総合福祉センターは、川南町地域福祉総合計画に掲げる基本理念である、だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するための拠点として整備しているもので、福祉課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が事務所として使用する施設と、住民の方々に使用していただく公の施設を兼ね備えた複合施設です。地方自治法第244条の2第

1項の規定によりますと、地方公共団体は、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされておりますので、本条例では、住民の方々に使用していただく公の施設につきまして、必要な事項を定めるものでございます。総合福祉センターにおける公の施設とは、第5条に規定する施設で、病児・病後児保育施設、子育て支援センター、オープンキッチン、ルーム、和室、にぎわいホール、その他附帯施設を指しています。設置及び管理に必要な事項として、第1条に趣旨、第2条に設置、第3条名称及び位置、第4条事業、第5条施設、第6条休館日及び開館時間をそれぞれ規定するとともに、行為の制限や禁止、使用の禁止又は制限、使用許可、使用料、監督処分などについても規定しています。また、各施設の使用料につきましては、施設ごとに見込まれる電気・水道・ガス料金、空調費、保守点検料等の年間ランニングコストから算定するとともに、近隣自治体の料金とも比較して住民が利用しやすい料金を設定しているところです。

以上で補足説明を終わります。

**○税務課長(大塚 祥一君)** 議案第65号につきまして、その補足説明を申し上げます。

未就学児に係る被保険者均等割額の軽減につきましては、世帯の所得にかかわらず5割軽減され、軽減世帯の未就学児分は、通常の軽減を行った額から、更に5割軽減されます。具体的には、7割軽減世帯は8.5割軽減に、5割軽減世帯は7.5割軽減に、2割軽減世帯は6割軽減となります。改正漏れのありました国民健康保険税の軽減額の規定部分につきましては、令和3年6月議会の国民健康保険税条例の一部改正では、均等割額を増額したことから、軽減額も増額させなければならなかったところですが、改正していませんでした。大変申し訳ありませんでした。また、実務的には当初から改正後の軽減金額を用いていますので、軽減世帯の皆様には直接的な影響はありません。

以上で補足説明を終わります。

**○町民健康課長(米田 政彦君)** 議案第67号につきまして、その補足説明を申し上げます。

産科医療補償制度では、分娩機関が掛金を負担し制度に加入することで、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供や家族の経済的負担を補償しています。掛金はお産1件ごとに分娩機関が負担していますが、その掛金相当分は分娩費に上乗せされ利用者に請求される仕組みになっています。

本町では、現在、国民健康保険に加入されている方が産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、出産育児一時金に掛金相当額の加算金をあわせた金額を、420千円を上限として支給しています。

今回の産科医療補償制度の変更により、掛金が現行の16千円から12千円に引き下げられることから、分娩費に上乗せされ、利用者に請求される費用も4千円分引き下げられることになり、出産育児一時金支給総額も4千円分引き下げられることになるはずでしたが、社会保障審議会医療保険部会のお産育児一時金等の支給総額は420千円を維持すべきとの考えを踏

まえ健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を現行の404千円から4千円分引き上げた408千円とすることとなりましたので、本条例においても同様の改正を行うこととしたものです。

以上で補足説明を終わります。

**○議長(中村 昭人君)** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第11、議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算(第9号)、日程第12、議案第69号令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長(日高 昭彦君)** 議案第68号及び議案第69号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第68号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,478,176千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は、25,218千円の増額で、障がい児通所給付費及び新型コロナウイルスワクチン接種負担金が主なものであります。県支出金は、848千円の増額で、障がい児通所給付費の増額と産地生産基盤パワーアップ事業の減額が主なものであります。財産収入は、立木売払収入7,043千円の減額であります。寄附金は、500,000千円の増額で、ふるさと納税寄附金であります。繰入金は、31,840千円の増額で、財政調整基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金が主なものであります。諸収入は、2,108千円の増額で、過年度精算金であります。町債は3,600千円の増額で、一般単独災害復旧事業であります。

次に、歳出について御説明いたします。総務費は、522,510千円の増額で、主なものにつきましては、不動産鑑定評価等業務委託料6,103千円、定住促進持家取得助成金12,500千円及びふるさと納税展開事業500,000千円であります。民生費は、30,882千円の増額で、主なものにつきましては、障害福祉管理事業国庫支出金返還金6,871千円及び障がい児通所給付費14,700千円であります。衛生費は、13,500千円の増額で、ワクチン接種委託料が主なものであります。農林水産業費は、17,643千円の減額で、産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,204千円及び森林環境保全直接支払事業委託料13,185千円の減額が主なものであります。消防費は、1,155千円の増額で、多重配信システム導入委託料であります。公債費は、5,197千円の増額で、償還金が主なものであります。

第2表債務負担行為補正は、役場北側駐車場整備測量設計委託料の限度額を2,400千円、避難行動要支援者管理システム機器賃借料及び保守委託料の限度額を6,726千円、ワクチン接種会場設営委託料(追加接種分)の限度額を3,509千円と定め、追加するものであります。

また、ふるさと納税特産品発送事業(令和3年度寄附分)の限度額を100,000千円と定め、変更するものであります。

第3表地方債補正は、農林水産業施設災害復旧債の限度額を3,600千円と定め、追加するものであります。

次に議案第69号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,068千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159,786千円とするものでございます。

歳入は、繰越金5,068千円を増額するものであります。

歳出は、下水道事業費4,741千円、公債費327千円を増額するものであります。

以上2議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長(中村 昭人君)** 補足説明があればこれを許します。

**○会計課長(小嶋 哲也君)** 議案第68号の会計課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

11、12ページをお願いします。17款寄附金は、ふるさと納税500,000千円を計上しました。今年度も年度当初より多くの寄附金を頂いている状況にあります。これから年末にかけて、更に多くの御寄附が期待できますので見込額を計上するものです。

15、16ページをお願いします。2款1項6目企画費933ネットワーク創出と人材育成(ふるさと納税展開事業)500,000千円の主なものは、消耗品費150,000千円で返礼品代になります。その他、寄附金に対する経費等を差引きまして、ふるさと振興基金積立金に196,948千円を積立てるものです。

以上で会計課関連の補足説明を終わります。

**○財政課長(谷 講平君)** 議案第68号の財政課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

15、16ページをお願いします。2款1項5目財産管理費6,103千円は不動産鑑定評価等業務委託料で、そのうち5,731千円につきましては、新中学校建設予定地である垂門地区周辺の土地・建物の鑑定評価等業務委託料を計上しております。また、372千円につきましては、住吉地区で貸し付けしております町有地の売り払い申請が提出されたことに伴う土地・建物の鑑定評価業務委託料を計上するものです。

以上で財政課関連の補足説明を終わります。

**○産業推進課長(河野 賢二君)** 議案第68号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

19、20ページをお願いします。6款2項2目林業振興費の12節委託料13,185千円の減額は、森林環境保全直接支払事業で実施する町有林の伐採について、木材価格の高騰による伐採需要が高まったことで事業者が人手を確保することができず、当初の伐採計画を縮小せざるを

得なくなったため、減額するものです。続いて、6款3項1目水産業振興費の18節負担金、補助及び交付金2,717千円中、1,217千円は、川南町漁業協同組合が1年を通して安定した魚介類の販売を行うために整備する冷凍庫に対し補助金3分の1を計上するものです。

以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

**○議長(中村 昭人君)** 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第13、同意第3号教育長の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長(日高 昭彦君)** それでは同意第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、現教育長の坂本 幹夫氏が前教育長の残任期間である12月25日をもって任期満了となりますが、引き続き教育長として任命したく議会の同意を求めるものでございます。

教育長は、令和元年5月に就任され、まちづくりはひとづくりの理念の基、生涯学習によるまちづくり構想を掲げ、本町の教育発展に大きく貢献していただいています。特に、就任後生涯学習まちづくり推進計画に着手し、川南町生涯学習推進本部を立ち上げ、町民への学習機会の提供に努められています。また、第2次川南町教育振興基本計画を策定し、ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かで たくましい川南の人づくりに尽力されています。

学校教育においては、各学校に学校運営協議会(コミュニティスクール)を設置し、学校と地域が一体となった教育やICT教育を推進し、学力向上を目指すとともに、地域の人材を活用したキャリア教育、ふるさと教育の充実に努められています。さらに、川南町教育研究所、川南町ニューフロンティア教育研究会を組織し、教員の研修機会の確保を行うなど、学校の教育力の向上に努めていただいているところです。

人格、識見ともに優れており、教育長として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

**○議長(中村 昭人君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第14、請願第1号国立病院の機能強化を求める請願書についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

**○議会事務局長(日高 裕嗣君)** それでは、朗読いたします。川南町議会議長中村昭人様、宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4(国立病院機構宮崎病院内)、全医労宮崎支部、支部長稻田拓也、紹介議員内藤逸子。

国立病院の機能強化を求める請願書、請願趣旨、新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)の感染拡大は、国民の生命と生活に深刻な影響をもたらしました。新型コロナに感染しても、受け入れる病院、病床、スタッフの不足等の医療体制の逼迫した状態が続き、医

療施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次いでいます。まさに、医療崩壊の危機に直面する事態となったのです。さらにコロナ禍において、受診や入院が激減し、多くの医療機関において、経営が圧迫され、危機的状況に陥っています。医療従事者の心身の疲弊も深刻化し、使命感だけで働き続けることは、困難となりつつあります。これまで、国立病院国立高度専門医療研究センター(以下、国立病院)では、がん、救急医療等の地域医療、筋ジストロフィー重症心身障害等の政策医療などと併せて進行感染症や大規模災害等、国の危機管理に際して、求められる医療などを提供し、地域医療を守る役割を担ってきています。私たちは、新型コロナによる未曾有の医療危機に直面し、全ての国民の命と生活を守るためには、平時からの国立病院の機能強化は必至と考えます。しかし、国立病院の診療事業に対する国からの補助金、運営交付金は、現在全く支出されていません。このため、採算の取れない結核病床等は大きく削減され、医師、看護師などの医療スタッフもギリギリの人数しか配置されておらず、新型コロナ対応においても、看護師の応援体制や派遣が必要となりました。このような状況では、患者、国民の命がさらなる危険にさらされることも否めません。医療崩壊を防ぎ、国民の命を守るための危機管理は、国の重要な責務です。振興再興感染症の拡大、大規模災害等の緊急事態が発生した場合でも、国民と地域医療を守る万全の体制をとるため、今こそ、国立病院の機能強化させるべきです。そのために以下の項目について、国に求める意見書を採択していただくようお願いいたします。請願項目、1 コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること、①国の責任において、国立病院に振興再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO(人工心肺装置)等の医療機器の整備を進めること、②大規模災害等の発生時においても患者、国民に万全な医療が提供できるよう、国立病院の機能強化を図ること、2 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師を始め、全ての職員を増員すること、3 国立病院の機能強化に必要な財源は国の責任で、確保すること。以上です。

**○議長(中村 昭人君)** 以上で説明を終わります。

本請願の取扱については、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前9時52分散会

---